

令和5年度 随意契約の公表(こども若者部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの随意契約

【こども若者部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	八尾市若者相談支援事業業務	令和5年4月1日	社会福祉法人つむぎ福祉会	大阪市東住吉区田辺六丁目4番1号	10,423,500円	継続した支援が必要な相談者が存在すること、また蓄積したノウハウが本事業を最も円滑かつ効果的に実施できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	八尾市こども向けサイト運用等業務委託契約	令和5年4月1日	株式会社阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	532,950円	平成24年度に当該サイトを構築するとともに継続して当該サイトの運用等に従事した事業者であり、本業務の運用について熟知していること。また、平成30年度に実施した入札の落札者でもあり、業務の継続性及び効率性を鑑みた場合、単年度ごとの競争入札に付することが適さないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務	令和5年8月1日	株式会社 名豊	名古屋市中区松原二丁目2番33号	8,758,200円	当該委託業務の専門性を高め、より効果的なものにするために、基本仕様を提示した上で事業者から提案を受けるプロポーザル方式の選定を行い、その結果選定された事業者と随意契約を行ったものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	八尾市母子家庭等就業・自立支援センター事業業務	令和5年4月1日	(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会	大阪市東成区中道1丁目3番59号	1,509,000円	「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(母子・父子福祉団体等)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び法第6条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約」に該当(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
こども若者政策課	八尾市母子家庭等日常生活支援事業委託契約	令和5年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 744,388円	「シルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約」に該当(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
こども若者政策課	母子・父子・寡婦福祉資金貸付システムにおけるシステム運用保守業務委託契約	令和5年4月1日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区本町二丁目5番7号	1,584,000円	契約業者は、当該システム構築業務契約時の事業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼動が図れるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
こども若者政策課	八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務	令和5年4月1日	ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	単価契約 (年間見込額) 1,528,295円	本業務は、ノウハウのある民間事業者による事業委託することにより効率的かつ効果的に実施できるものである。令和3年度、プロポーザル方式により事業者を選定したところであり、業務内容の同一性及び業務の効率性を考慮し、当該事業者への委託による事業実施が最も効果的であると考えるため随意契約を行ったものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	八尾市学習支援事業運営業務	令和5年4月1日	株式会社エデュケーショナルネットワーク	東京都千代田区富士見二丁目11番11号	一部単価契約 (年間見込額) 22,621,942円	事業の実施方法の変更を検討する間において、蓄積したノウハウが本事業を最も円滑かつ効果的に実施でき、かつ子どもたちへの環境変化の負担が少ないことを総合的に勘案すると当該事業者と随意契約することが望ましいため。(地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童手当管理システムソフトウェア保守契約	令和5年4月1日	(株)阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	660,000円	契約業者は当該ソフトウェアの納入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	特別児童扶養手当管理システムソフトウェア保守契約	令和5年4月1日	(株)阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	660,000円	契約業者は当該ソフトウェアの納入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童扶養手当システムIaaSサービス利用契約	令和5年4月1日	富士通Japan大阪第一統括ビジネス部	大阪市中央区城見2-2-6	924,000円	住基等既設システムを収容するデータセンターを使用する条件でシステム構築しており、当該業者以外、本業務を行えないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童手当管理システム「きりん」自治体システム標準化・共通化に向けた標準仕様書との比較作業業務委託契約	令和5年8月2日	株式会社 阪南ビジネスマシン	大阪府堺市中区深井北町3275番地	1,100,000円	現行システム構築業者である当該業者以外、本業務を行えないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	特別児童扶養手当管理システム「いるか」自治体システム標準化・共通化に向けた標準仕様書との比較作業業務委託契約	令和5年8月2日	株式会社 阪南ビジネスマシン	大阪府堺市中区深井北町3275番地	1,100,000円	現行システム構築業者である当該業者以外、本業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童扶養手当システムにおける「標準仕様との比較分析」に関する調査・分析等業務委託契約	令和5年8月2日	株式会社 両備システムズ	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号	1,320,000円	現行システム構築業者である当該業者以外、本業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	子育て世帯生活支援特別給付金システム導入業務委託契約	令和5年4月14日	(株)両備システムズ 代表取締役 松田 敏之	岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号	2,183,500円	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)は児童扶養手当の支給対象者等に支給する給付金であることから児童扶養手当システムを利用して導入するシステムとなっている。また、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)は児童手当及び特別児童扶養手当の支給対象者等に支給する給付金であり、児童扶養手当システムに基づく子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)との併給調整を行う必要があることから児童扶養手当システムを利用して導入するシステムとなっている。契約業者は、本市児童扶養手当システムの導入業者であり、契約業者以外では、本業務を行えないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	親と子のいんた～ねっとYAO	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人 KARALIN	八尾市東久宝寺2丁目4番12号	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	えだまめっこ withさくらんぼ キッズ	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人 ハートフレンド	大阪市東住吉区桑津 5-13-48	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	乳幼児サークル きりんの会	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	陽だまり sunny spot.	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	サークル ぽっかぽか	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	はぐはぐ☆	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	大阪いずみ市 民生活協同組合	堺市堺区南花田口町 2丁目2番15号	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	あ〜いあいひろば	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	しゃぼん玉幼児教室	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和5年4月1日	こっこさんの会	代表者個人の住所のため公開不可	5,010,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	やおファミリー・サポート・センター事業運営委託契約	令和5年4月1日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会	八尾市本町2丁目4番10号	22,309,100円	当該会員間のコーディネート業務が主であり、コーディネート件数に対応できるキャパシティ・ネットワークを持った八尾市内の団体は社会福祉協議会をおいて他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども総合支援課	八尾市母子緊急一時保護事業委託契約	令和5年4月1日	社会福祉法人八尾隣保館(母子生活支援施設ルフレ八尾)	大阪府八尾市南本町三丁目4番5号	単価契約 (年間見込額) 3,119,796円	市内には他に母子生活支援施設がなく、本事業を遂行できるのは左記の施設以外に存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市こども・子育て総合電話相談業務委託契約	令和5年4月1日	社会福祉法人八尾隣保館	大阪府八尾市南本町三丁目4番5号	3,500,000円	大阪府の委託事業として当該業務の実績が豊富であるとともに、母子生活支援施設でのこども支援、親支援のノウハウをもって本業務絵御行える機関がほかにないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号該当)
こども総合支援課	八尾市中学校卒業後の子どもに関するアンケート調査業務の委託契約	令和5年9月8日	株式会社 名豊	名古屋市中区松原二丁目2番33号	3,005,200円	公募型プロポーザルにより、本事業を委託する事業者として適当であるとして決定されたため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども総合支援課	八尾市要支援児童等見守り強化事業	令和5年9月29日	社会福祉法人八尾隣保館	大阪府八尾市南本町三丁目4番5号	9,729,000円	公募型プロポーザルにより、本事業を委託する事業者として適当であるとして決定されたため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園清掃業務	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 13,091,240円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園安全対策推進員業務	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 8,167,375円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園周辺道路等見守り業務	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 3,486,700円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども施設運営課	市立認定こども園施錠業務	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,656,915円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	認定こども園等営繕業務にかかる労働者派遣業務	令和5年4月1日	公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会	大阪府中央区淡路町1丁目3番14号	単価契約 (年間見込額) 2,462,665円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園連絡業務	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,374,165円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室受付員配置業務委託	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 15,440,520円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	久宝寺地区放課後児童室安全誘導業務委託	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 560,288円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室入退室等管理システム運用保守委託契約	令和5年4月1日	シャープマーケティングジャパン株式会社	八尾市北亀井町3丁目1番72号	2,970,000円	契約業者は当該システムの導入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	市立医療型児童発達支援センター施錠等業務委託	令和5年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 570,024円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども施設運営課	市立医療型児童発達支援センター受付員業務委託	令和5年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,514,727円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
こども施設運営課	八尾市立医療型児童発達支援センタータクシー乗車券使用	令和5年4月1日	新東宝自動車株式会社	東大阪市小阪二丁目6番14号	単価契約 (年間見込額) 600,000円	医療型児童発達支援センターに通所する肢体不自由児の送迎バスに代わるものとして、利用区間も自宅からセンターまでの間とし、利用時間も送迎時間帯のみに限定しているため、利用者にとって利便性が高く、高い評価を得ている事業者と契約する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
保育・こども園課	認証保育施設委託	令和5年4月1日	合同会社 みどり保育園	八尾市末広町一丁目6番10号	単価契約 (年間見込額) 17,385,000円	認証保育施設の設置については、現状保留児童が一定数存在しているため、これら児童に当該施設を斡旋することで、児童福祉の増進に寄与することを目的としており、競争入札が適していないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	認証保育施設委託	令和5年4月1日	有限会社 豆の木	八尾市桜ヶ丘2丁目221番地	単価契約 (年間見込額) 17,385,000円	認証保育施設の設置については、現状保留児童が一定数存在しているため、これら児童に当該施設を斡旋することで、児童福祉の増進に寄与することを目的としており、競争入札が適していないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	ひとり親家庭保育支援事業委託	令和5年4月1日	社会福祉法人 八尾隣保館	八尾市南本町三丁目4番5号	単価契約 (年間見込額) 12,240,000円	当該事業は、児童福祉法に規定する母子生活支援施設における保育サービスであり、他の事業者での事業実施が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
保育・こども園課	八尾市こども若者部保育・こども園課における労働者派遣による業務委託	令和5年4月1日	NXキャリアロード株式会社 大阪支店	大阪市浪速区難波中1丁目10-4 南海SK 難波ビル 3階	単価契約 (年間見込額) 10,998,000円	国制度における無償化制度及び2歳児課税世帯を対象にした八尾市独自施策としての無償化制度それぞれを理解したうえで無償化事務に従事することが当課全体の事務遂行においても重要であり、一定の知識や経験を有する現在籍派遣社員が継続してその業務に従事することが必要であり、無償化に関する事務の習熟度が高く関連する保育制度に関する知識が豊富な人材を引き続き派遣出来るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	令和5年度 八尾市保育士確保支援業務委託	令和5年6月19日	(株)関西ぱど 東大阪営業部	東大阪市下小阪二丁目14番16号天正八戸ノ里ビル3階	1,097,250円	本業務を実施するにあたり、人材採用等の分野で高い専門性を持ち、ノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、本業務を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)